# 令和5年度

# いじめを生まない土壌づくりのための基本的な方針

(いじめの防止等のための基本的な方針)

春日部市立藤塚小学校

# 目次

はし	/ (X)	( <u>`</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		J
第1		いじ	こめ	の	防	止	等	の	た	め	(T)	基	本	的	な	考	え	方														
1	V	じめ	つの	定	義				•		•	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•								1
2	い	じめ	つの	防	止	に	対	す	る	基	本	的	な	:考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第 2		いじ	こめ	の	防	止	等	の	た	め	に	本	:校	が	実	施	す	る	取	組												
1	V	じゅ	つの	防	止	等	Ø ;	対	策	0)	た	め	0	組	織	(D)	設	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
2	本	校に	こお	け	る	γì	じ	め	0)	防	止	等	に	.関	す	る	取	組														
(1	)	いじ	じめ	0)	未	然	防	止	0)	た	め	0	取	組		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
(2	)	いじ	じめ	0	早	期	発.	見	0)	た	め	0	取	組		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
(3	)	いじ	じめ	に	対	す	る	早	期	対	応		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
(4	)	いじ	じめ	0)	解	消		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
(5	)	学校	芝基	本	方	針。	の	内	容	の	点	.検	<u>ا</u> ک	見	直	し		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
第3		重大	で事	態	~	の	対	処																								
1	重	大事	態	0	定	義		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
2	重	大事	手態	^	の	対	処	の	流	れ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
第 4		その	他	(V)	じ	め	の	防	止	等	の	た	(X)	の	対	策	に	関	す	る	重	要	事	項		•	•	•	•	•	1	(
【資	:料	1]		藤	塚	小		元	気	に	仲	良	. <	_	チ	エ	ツ	ク	力	_	ド				•		•	•			1	]
【資	料	2]		早	期	発.	見	の	た	め	0	教	(職	員	用	チ	エ	ツ	ク	IJ	ス	$\vdash$		•	•	•	•	•	•		1	1
【資	料	3]		早	期	発.	見	の	た	め	0)	家	庭	用	チ	エ	ツ	ク	IJ	ス	}		•	•	•	•	•	•	•		1	2
【資	料	4		<i>(</i> )	じ	め	に	関	す	る	取	組	チ	・エ	ツ	ク	IJ	ス	$\vdash$		•	•	•	•	•				•		1	2

#### はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、 第183回国会(常会)において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月2 8日に公布されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝え合い 学び合い 育ち合い 思い合いがうれしい教室」を目指し、学校教育目標である「進んで学ぶ子」「心豊かな子」「明るくたくましい子」の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子供たちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

現在、社会問題となっているいじめから子供たちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

### 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

#### (学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針(以下「学校基本方針」という。)を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

策定した「学校基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

いじめの発生時に、学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、

児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につな げる。

加害者への成長支援の観点をいじめの加害者への支援をする。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

## 第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として校内生徒指導委員会を設置する。

校内生徒指導委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任で構成するものとする。

また、校内生徒指導委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を 実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、 医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対 応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

校内生徒指導委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

#### 2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な 対応等に当たる。

#### (1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、児童に互いの心を通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業

づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、 互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ① 児童の気持ちを共感的に受け止める。
- ② 居場所をつくる。
- ③ 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
- ④ 基準を示す。(「~してはならない。」ではなく、「~なときには~する。」)
- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ① 分かる楽しさを与える。
- ② 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- (ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

#### イ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を 実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充 実を図る。

- (ア) 全教育活動を通した道徳教育の充実と道徳の授業の工夫を図り、豊かな情操と 道徳心を培う。
- ① 心の通う対人交流の能力の素地を養う道徳教育の重視。
- ② 心の内面を見つめ、「道徳的実践力」を高める道徳教育の推進。
- (イ)「彩の国の道徳」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」を活用し、児童一人一 人の自尊感情を高めていく。
- (ウ) 「春日部の道徳」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の 教育を進めていく。

#### ウ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意

する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って あたる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。
- ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

#### エ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多い。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

- (ア) 学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワーク づくりを進め、いじめ等の問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- (イ) PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を 図る。
- (ウ) 家庭教育の向上に資する取組や機会を設け、学校と家庭で連携を図り、いじめ の防止等に努める。

#### オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが 大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学活等を活用して、ネット問題について児童向け学習会を毎年度実施する。
- (イ) 「埼玉県ネットモラル注意報」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

#### カ 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気 さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

- (ア) 児童の実態に応じた取組を行う。
  - ① いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動

- ② 児童が主体となって運営する児童集会
- (イ) スーパー元気さわやか集会に積極的に参加していく。

  - ① 代表者による作文発表 ② 中学生による演劇発表

  - ③ ふれあい交流ゲーム ④ 保護者、地域住民、小中学生との意見交換

#### (2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行 われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は 認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的 確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知す る。次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるた め、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する か否かを判断する。

#### ア 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア)保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。
- (イ) 必要に応じて、市民生活相談課、こども相談課、教育相談センター、関係小中 学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

#### イ 児童及び保護者からの情報収集【資料1】

- (ア)毎月「元気に仲良くチェックカード」を実施する。
- (イ) アンケートの結果から、必要に応じて、一人一人と直接話をしていく。
- 「連絡帳」や「生活ノート」などから交友関係や相談事の把握に努める。
- (エ) 必要に応じ、保護者からアンケート調査を実施する。

#### 「New I's」「I's2019」の活用【資料2,3,4】

- (ア)「いじめ発見チェックシート」を活用し、該当する項目がある児童に声を掛け、 該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。
- (イ) 「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体 制を確立する。
- (ウ)「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、 早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を 挙げて改善に努める。

#### (3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱

え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、次の点に留意し取り組む。

ア いじめている児童への指導 (「New I's」「I's2019」参照)

#### (ア) いじめている児童への説諭

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、 いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさ せる。

- (イ) 再発を防止するために、児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

## <u>イ いじめられている児童への支援(「New I's」</u>「I's2019」参照)

#### (ア) 共感的態度で話を聴く

「いじめられる側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さら に、本人のプライドを傷つけないように注意する。

(イ) 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

#### ウ 周りではやし立てる児童への対応

- (ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- (イ) いじめられている児童の気持ちを考えさせ、いじめている側と同様の立場であると気づかせる。

#### エ 見て見ぬふりをする児童への対応

- (ア) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。
- (イ) いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

#### オ 学級への対応

次の点に留意し、いじめの早期対応、早期解消に努める。

- ① 話合いなどを通して、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

- ⑤ 道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑥ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

#### カ 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実が あると思われるときは、当該校への連絡、その他の適切な措置をとる。

#### キ 春日部市教育委員会への報告

- (ア) 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会 へ速やかに報告する。
- (イ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

#### (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」 状態とは、少なくとも次の二つ要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が 満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行動が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少な くとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要で あると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」 状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教 職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察す る。

#### (5) 学校基本方針の内容の点検と見直し

取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを 点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。

#### 第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

#### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大 事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### 2 重大事態への対処の流れ

(1) 法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者(以下「教育委員会」という。)または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。

(2) いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。

学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、 軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、校内生徒指導委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。 また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係 の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事 案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新た な調査を実施する。
- (6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者に、あらかじめ説明しておく。
- (7) (4) の調査を行った校内生徒指導委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児童及びその保護者に適切に提供する。
- (8) その他留意事項
  - ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報 提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応 がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意す る。
  - イ 「 I's 2019」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。
  - ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
  - エ 警察へ相談又は通報すべきいじめの事例 (R5.2.7 文部科学省通知) に基づき、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携を進める。

#### <参考 R5.2.7 文部科学省通知>

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\_ijime\_boushi\_kaigi/pdf/tuuchi.pdf

# 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、校内生徒指導委員会において毎年度、藤塚小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、藤塚小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

# 【資料1】藤塚小『元気に仲良く』チェックカード

# 藤塚小『元気に仲良く』 チェックカード

48.2 6.8	mi . Int sedential account
A∗	なん くさ なまえ 年 組 名前
わたし・ぼくは、	
	[i±v - vv
②みんなと神良くしています。	[tato - co
③学校が楽しいです。	[dv · vv
④学校に发だちがいます。	
®\$\$\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
(こまった・かなしい・どうし	よう…)
	[ttv - tvv
【 学校の人に・家の人に・	
⑦いじめられている人を知って	います。
【 学校の人に・家の人に・	そのほかの人に
	[i±v - vv;
【 学校の人を・家の人に・	そのほかの人を 】
FLBs #1	80 etc.
◆「先生、あのね。」 (先	生に伝えたいことを書こう。)

## 【資料2】早期発見のための教職員用チェックリスト

(生徒指導ハンドブック「 I's 2019」 p34,35)

#### **教職員用いじめ発見チェックシート**

	観察の視点	族当兒童生徒
***	□ 他の子供より早く登校する	
朝	□ 担任が来るまで廊下で待っている	
の	<ul><li>理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる</li></ul>	
会	<ul><li>一 挨拶や出席確認のときに返事がない、声が極端に小さい</li></ul>	
	立 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
	□ 一人遅れて教室に入ってくる	
授	□ 授業の始めに用具が散乱している	
	□ 忘れ物が多くなる	
業	ロ 班決めなどのとき、話合いの輪に入れない	
の	<ul><li>□ 係を選ぶとき等、ふざけ半分に推薦されたりする</li><li>□ ほめられると、職実やからかい等が起こる</li></ul>	
開	<ul><li>□ ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる</li><li>□ 正しい意見なのに冷やかされる</li></ul>	
始	□ 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる	
時	<ul><li>□ 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたすらをされる</li></ul>	
_	□ その子への配布を嫌がる雰囲気がある	
及	ロ 実験などの後片付けをいつもやらされている	
$\sigma$	□ 道具や器具にさわらせてもらえず、順番が回ってこない	
授	□ 音楽の授業で歌えなくなる	
쐝	<ul><li>内緒話をされている</li></ul>	
346	口 不自然に机や椅子が離されている	
	<ul><li>不調を訴え、保健室に行くことが増える</li></ul>	
	ロ いつも一人でポツンとしている	
休	ロ 笑顔が見られずおどおどしている	
34	□ 特に用事がないのによく購員室に来る	
時	□ 移動教室のとき、荷物を持たされている	
88	<ul><li>□ 格闘技ごっこなどでやられている</li><li>□ 保健室や相談室に来る回数が多くなる</li></ul>	
	□ 保健室や相談室に来る回数が多くなる □ 授業が始まっても教室に戻りたがらない	
$\vdash$	<ul><li>□ 投来が始まっても数至に戻りたからない</li><li>□ 周囲の子供が机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間が</li></ul>	
	ある	
給	□ その子にだけ意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差等がある	
食	□ 給食を食べない、食欲がない	
時	□ 早食い競争などをやらされている	
-27	□ 配膳を嫌がられている	
	<ul><li>いつも片付けをさせられている</li></ul>	
清	□ 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い	
掃	<ul><li>1 机や椅子が運ばれずに、放置されている</li></ul>	
	<ul><li> 衣服が汚れたり、ぬれたりしている</li></ul>	
時	□ 清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	
帰	口持ち物がなくなったと、よく訴えに来る	
9	口服が汚れていたり、破けていたりしている	
の	口 泣いている、または机に伏せたままでいる	
会	<ul><li>自分の持ち物でないものを机やカバンに入れられている</li></ul>	

	観察の視点	該当児童生徒
部活動・クラブ活動	□ 参加しないことが多く、表情も暗い □ 人だけで大変な仕事(準備や後片付け)をやらされている □ ベアの練習で、いつも取り残される □ 練習のふりをしてボールを当てられたり体当たりされたりする □ 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりする □ 辞めたいなどの訴えがある □ 理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある □ 道具を隠される □ 孤立している	
放課後・下校時	□ 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている □ 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている □ いつも数職員に相談したそうに寄って来る □ 戦や持ち物がなくなっている □ ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている □ 校内の壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされる □ 踏回りして帰る □ 一人で帰る	
学校生活全般	□ 密の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる □ 一人で離れて仕事をしている □ ふざけだ雰囲気の中で、学級委員や班長に遊ばれる □ 無理に役員を押し付けられる □ 宿憩や集金などの提出物が遅れる □ 特定の子の机や持ち物をさわろうとしない □ 連絡帳、生活ノート、絵画作品等に気になる表現がある	

## 【資料3】早期発見のための家庭用チェックリスト(生徒指導ハンドブック「I's 2019 p33)

#### 家庭用いじめ発見チェックシート

1	起床から登校前
	布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうであったりする
	けだるそうな、疲れた表情である
	いつもと違って朝食を食べようとしない
	ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
	学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらなかったりする
2	登校中
	友達の荷物を持たされている
	一人で登校するようになる
	適回りして登校している
	途中で家に戻ってくる
3	帰宅時
	理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
	あざや擦り傷があってもその理由を言わない
	自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
	いつもより帰宅が遅い
	自転車や持ち物等が壊されている
	学校の話をしなくなる
	外出したがらない
	ブリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
4	夕食時から就寝まで
	食欲がない
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然にていねいである
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいる友達と遊ばなくなったりする
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる
	部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
	買い与えた覚えのない品物を持っている
	メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
	部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
	家族の者と話をしなくなる
	いじめの話をすると強く否定する
	弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になったりする
	疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
	普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

# 【資料4】いじめに関する取組のチェックリスト(生徒指導ハンドブック

「New I's」 p16,17)

(2) いじめの取組のチェックポイント

		項目	評価
	1	いじめの問題の重大性を全前職員が躍滅し、校長を中むに一致協力体制 を確立して実践を行っているか。	
指	2	いじめの態様、原因・背限、具体的な投導上の態意点等について競員会 値などの場で取り上げ、板箱員間の共通理解を図っているか。	
導体	3	いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然としたねばり強い指導を行っているか。	
制	4	いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられ ている児童生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	
	5.	いじめの問題について、特定の教長が担え込んだり、事実を隠したりする ことなく、報告・道師・相談・確認を確実に行い、学校全体で対応する体制 が確立しているか。	
	6	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努 めているか、特に、「いじめは人間として許されない」との強い膵臓に立 って指導にあたっているか。	
	7	学校全体として、校長をはじめ各種職員がそれぞれの指導端面において いじめの問題に関する指導の機会を投け、機模的に指導を行うよう努め ているか。	
数	8	蒼檀や学級活動(#-Δ4-Δ1の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導 が行われているか。	
育	9	学能活動(#-14-12)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な影響術言が行われているか。	
	10	児童生徒に幅広い生活体験を摘ませたり、社会性の返費や豊かな情報を 培う活動の積極的な指進を回っているか。	
指	11	救職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを 助長したりすることのないよう締めの注意を払っているか。	
ä	12	いじめを行う児童生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による容易の他、状況によっては、出席停止(機器披肩)や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	13	いじめられる児童生徒に対して、ものケアやさまざまな弾力的措置等、い じめから守り通ず足めの対応を行っているか。	
	14	いじめが解判したと見られる場合でも、維助して十分な注意を払い、別に 般れ必要な指導を行っているか。	
	15	総活動(中高生)における生徒間主の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が届けるよう指導しているか。	

	16	授業規律を確立するために指導方針や超導基準を明確に示して、全数職員
	16	で取り組んでいるか、
	17	数職員は、日常の教育活動を通じ、数職員と児童生徒、児童生徒間の好
早		ましい人間関係の額成に努めているか。
	18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。
組	19	児童生徒が発する危険信号を見逃さす、その一つ一つに的確に対応して いるか。
発	П	いじめについて訴えなどがあったときは、障難を軽視することなく、保
	20	護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確か
R		つ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
		いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、劇
	21	歴に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協
ę.	_	力を行っているか。
		校内に見重生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相
胴	22	版 (スクールカウンセラー、相談商等)の体制が整備されているか。ま た、それは適切に機能しているか。
		学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者
対	23	の悩みに抑えることができる体制になっているか。
		数育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関
16		との進載が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等
		学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
	OF	児童生徒等の個人情報の収扱について、ガイドラインに基づき適切に限り
		扱われているか。
		学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域在
æ	26	民の理解を得られるようにしているか。
施物	_	
100	27	家庭や助城に対して、いじめの時期の重要性の認識を広めるとともに、家
どの	21	庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
ė		いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力して
携	28	その解決にあたっているか、いじめの問題について、学校のみで解決するこ
	20	とに固執しているような状況はないか。

